

議案第 15 号

三朝町特別医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 8 年 3 月 11 日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成 8 年 3 月 22 日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町特別医療費助成条例（昭和 48 年三朝町条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び第 4 号」を「に掲げる者のうち病院又は診療所（以下「病院等」という。）に入院しているもの並びに同表第 4 号及び第 5 号」に改める。

第 3 条第 2 項第 2 号中「から第 5 号までに掲げる者にあつては、医療費」を「に掲げる者のうち病院等に入院しているものにあつては、医療費（入院時の食事療養に係る費用を除く。）」に改め、同項に次の 2 号を加える。

(3) 別表第 3 号に掲げる者のうち病院等に通院している者にあつては、医療費（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 32 条第 1 項に規定する精神障害の医療に要する費用に限る。）の全部の額

(4) 別表第 4 号から第 6 号までに掲げる者にあつては、医療費から一部負担金相当額を控除した額

第 4 条中「病院若しくは診療所」を「病院等若しくは老人訪問看護ステーション

ョン若しくは訪問看護ステーション（別表第1号及び第2号に掲げる者が療養を受けた場合に限る。）」に改める。

第5条中「第2号に掲げる者」の次に「並びに同表第3号に掲げる者のうち病院等に通院しているもの」を加える。

別表第5号中「病院又は診療所に入院し、又は入所している」を「病院等に入院している」に改め、同表中同号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神障害の程度が1級である者として記載されている者で規則で定めるもの

附 則

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。